

# 三笠市通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和2年4月

三笠市教育委員会

はじめに

近年、登下校中の児童生徒が通り魔に無差別に殺傷される事件や交通ルールを守って登校しているにもかかわらず、無謀運転車両が子どもを次々にはね、死傷する事故が相次いで発生しています。

特に、令和1年5月28日に発生した神奈川県川崎市通り魔殺傷事件は、2人が死亡（うち女子児童1人）、18人（登校中の児童17人）が負傷しています。当該事件は、防犯教育の範疇をはるかに超越した理不尽な衝撃的事件として、人々の心に深く刻まれています。

過去に幾度となく発生してきた防ぎようのない同種の無差別通り魔事件や交通事故が発生する度に、防犯意識の高揚や交通安全意識の醸成に努めてまいりましたが、相次ぐ痛ましい事件事故を受け、令和1年6月22日に、登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議において「登下校防犯プラン」が取りまとめられました。

本プランでは、文部科学省、警察庁、厚生労働省及び国土交通省の4省庁が連携して対応策を検討し、今般、「通学路における緊急合同点検実施要領」が作成され、市町村教育委員会が主体となって、本実施要領に沿って、関係機関との連携による通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう通知があったところです。

自らの命を守る術は、危険を察知・回避する能力の育成こそが最も重要であり、昨今の予期せぬ事件・事故を未然に防ぐためには、学校、児童生徒及び保護者の日頃からの危険対応シミュレーションと逃避路の確保が大切であることを前置きしつつ、本市においても、関係機関の横断的な連携体制を構築し、通学路における安全確保と情報の共有を図り、必要な対策を講じるために「三笠市通学路安全プログラム」を策定します。

## 2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下団体の構成による「通学路安全推進会議」を設置します。

- ・北海道札幌方面岩見沢警察署
- ・北海道空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所
- ・三笠市PTA連合会
- ・三笠市公立学校
- ・三笠市経済建設部建設課
- ・三笠市福祉事務所
- ・三笠市青少年育成センター
- ・三笠市教育委員会

### 3 取組の方針

#### 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、点検を行うなど、効果的な対策を実施するとともに、対策実施後の効果検証も行い、対策の改善・充実を図っていきます。

### 4 具体的な取組内容

#### (1) 定期的な合同点検

市内の全小中学校4校において、各学校から報告された危険箇所を対象に、原則年1回の合同点検を実施します。なお、合同点検の体制は、小中一貫校を単位として、学校、道路管理者、警察、市関係所管及び学校教育課とします。

#### (2) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった危険箇所について、情報の共有を図るとともに、必要な環境整備、交通規制や交通安全教育などの対策を講じるなど、具体的な対応策を検討します。

#### (3) 対策の実施

対策実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

#### (4) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が出ているのかを確認するため、通学路安全推進会議において、各学校からの報告を求めるなど、対策効果の把握検証に努めます。

#### (5) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策の改善・充実を図ります。

### 5 保護者や地域住民等への通学路安全に対する普及啓発

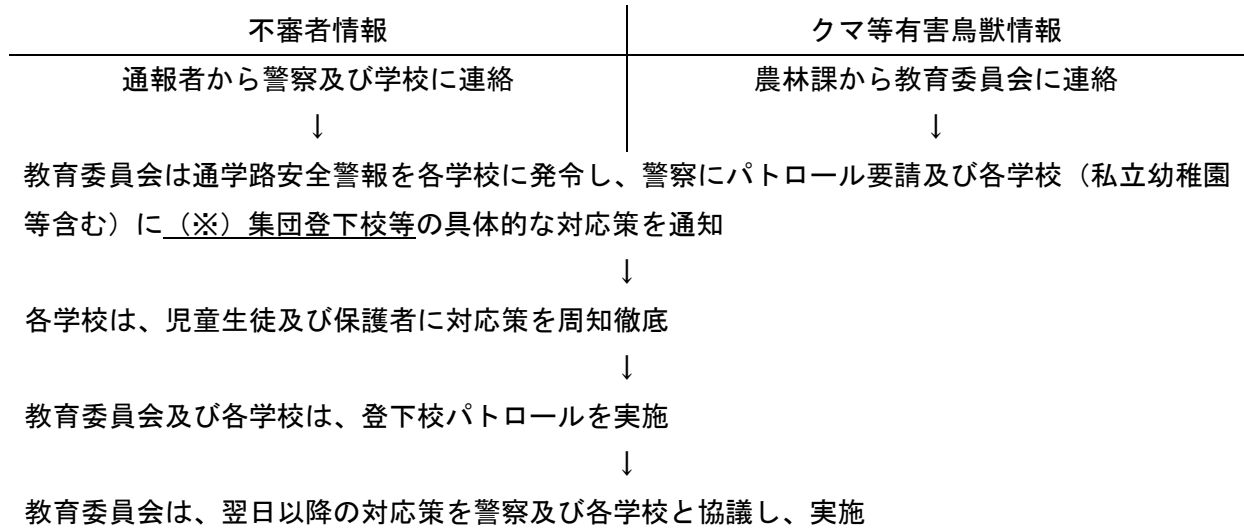
各小中学校においては、保護者や地域住民等からの通学路安全確保策に対する協力を得るため、学校便り等を通して危険箇所の周知を図るとともに、交通安全教育の普及啓発に努めるものとしします。

### 6 通学路の見守り活動を支援する体制づくりの推進

小中学校を核として、地域全体で見守り活動が推進されるよう、コミュニティ・スクール、学校支援地域本部及びPTA交通安全推進委員会等の充実に努めるものとしします。

## 7 通学路安全警報の発令

不審者の発生及びクマ等有害鳥獣の出没等により、通学に危険が生じる可能性が発生した場合は、次のとおり取扱うこととします。



(※) 集団登下校等とは、集団登下校、部活動停止及び保護者送迎措置を言う。

## 8 通学路・危険箇所の情報公開

各小中学校ごとの通学路・危険箇所及び対策内容を作成し、通学路安全推進会議において情報共有し、保護者等に対して公表することとします。